**コスタリカ税関規定**

**一部免税を申請していない外国人又は、コスタリカ国民：**

次の条件に当てはまらない場合、中古家財道具を含む荷物には税金(約30%-35%)が課せられます：

 ▪ 輸入者が外交官又は、国際機関の職員である。

 ▪ 輸入者がコスタリカ政府と契約を結んでいる組織の職員/社員である。

 ▪ ２４ヶ月以上海外で滞在したコスタリカ国民（一部免税対象）

必要書類：

家財道具：

 ▪ B/L（原本）

 ▪ パッキングリスト（英語/スペイン語）

 ▪ 新品商品の場合は購入インボイスが必要です。

 ▪ 免税証（該当する場合）

 ▪ パスポートコピー（第一ページとコスタリカへの最終入国スタンプが押されたページ）

 ▪ 荷送人信用指図書（荷送人のフルネーム、フライト /船（ vessel）/ コンテナ、パッケージの数、重量、大きさ、荷送人の現住所、電話番号、ファックス番号、メールアドレスなどを書く）

自動車：

 ▪ B/L（原本）

 ▪ 購入インボイス、現在の価格を記した証明書

 ▪ 自動車の権利書（出国する国から）

**一部免税を申請するつもりでいるコスタリカ帰国者：**

２４ヶ月以上海外に滞在していたコスタリカ国民は、中古家財道具の輸入に一部免税を受けられます。税関申告価格の約２０％を支払う必要があります。

必要書類

 **▪** B/L（原本）

 **▪** パッキングリスト（英語/スペイン語）

 ▪ パスポートコピー（全ページ）、 IDカードコピー

 ▪ 出国するこくのコスタリカ領事館から滞在期間を記した証明書（最低２年）

 **▪** 過去５年の間でコスタリカに入国・出国した記録をコスタリカ入国管理局からもらう（最後にコスタリカ入国した日は免税新整備から３ヶ月以内である必要があります。

 ▪ サン・ホセの弁護士が発行した以下のことを述べた宣誓供述書：

① 荷送人は過去５年に免税許可がある荷物をコスタリカに輸入していない

② 荷送人はコスタリカに帰国する

③ "Direccion General de Hacienda"が免税されている家財道具を審査する許可を与える

 ▪ サン・ホセの弁護士が発行した以下のことを述べた宣誓供述書

 ▪ 免税申請用紙（財務省(Ministerio de Hacienda)から）